

65歳以上の方に助成金を支給します

【高齢者在宅生活支援助成金給付事業】

対象となる方へ

1月末までに申請書を

郵送します

町では、平成21年度から、

町独自の事業として、所得の低い高齢者の経済的な負担の軽減を図り、在宅での生活の継続を支援していくため、高齢者在宅生活支援助成金を毎年1回、年度末に支給しています。

助成金の支給は、住民税非課税世帯【表1】に属する高齢者のうち、在宅で生活されている方へ、介護保険サービスの受給状況【表2】に応じて行います。

◆つぎの①～④のすべてに当てはまる方へ、1月末までに申請書を郵送します。

①令和2年1月1日現在で65歳以上の方
②令和3年1月1日まで1年間以上継続して奥多摩町に住所がある方

助成金支給の対象者は・・・

- ア. 令和3年1月1日現在、町の介護保険第1号被保険者
 - イ. 令和2年度の介護保険料の所得段階が第1～3段階の者【表1】
 - ウ. 昨年1月から12月までの1年間を通じて介護保険の受給状況の区分【表2】の①②③のいずれかに該当する者
- 上のア、イ、ウのすべてにあてはまる方が助成金支給の対象者です。

【表1】介護保険料の所得段階が第3段階以下の方

第1段階	住民税非課税世帯であって、老齢福祉年金を受給している方、または課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階	住民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方

【表2】介護保険の受給状況の区分

①認定なし	要介護認定または要支援認定を受けていない方
②認定あり	要介護認定または要支援認定を受けており、住宅改修、福祉用具購入以外の介護保険サービスを利用していない方
③居宅あり	要介護認定または要支援認定を受けており、居宅介護（介護予防）サービスを利用している方

なお、つぎの方は助成の対象外となります。

- 令和2年度分の介護保険料の未納者（注）
- 昨年中の介護保険資格期間が12か月未満の方
（昨年中に65歳になった方・転入した方は対象外となります）
- 令和3年1月1日現在、生活保護を受けている方
（注）介護保険料の未納者については、今年度の未納額全額を年度末までに納付いただけない場合、対象外となります。

- ③ 昨年中、1年間を通して、在宅で生活されていた方
- ④ 令和2年度の介護保険料段階が第1～3段階の方
（住民税非課税世帯に所属）

◆助成金の支給を希望する場合は、必ず申請してください。
2月末までに申請をいただいた方で、助成の対象と決定した方には、3月末までに助成金の支給（口座振込）を予定しています。

※問い合わせは、福祉保健課
☎83-2777

カット

助成金の支給額（年額）

介護保険料の所得段階	介護保険料の年額	【表2】介護保険の受給状況の区分		
		①認定なし	②認定あり	③居宅あり
第1段階	22,700円	10,000円	7,500円	5,000円
第2段階	37,800円	10,000円	7,500円	5,000円
第3段階	53,000円	10,000円	7,500円	5,000円